

○多良木町乳幼児等医療費助成に関する条例

平成4年6月18日多良木町条例第5号

改正

平成7年3月24日条例第8号

平成11年12月15日条例第21号

平成16年3月22日条例第3号

平成20年3月19日条例第3号

平成21年3月27日条例第4号

平成22年3月25日条例第4号

平成25年3月19日条例第5号

多良木町乳幼児等医療費助成に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、乳幼児等の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成を図るため、乳幼児等の医療費を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児等 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (3) 医療費 社会保険各法に規定する療養に要した費用をいう。
- (4) 一部負担金 医療費から社会保険各法の規定により給付される療養費を控除した額をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、後見者その他の者で乳幼児等を被扶養者としている者をいう。

(助成対象者)

第3条 第1条に規定する医療費の助成対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、社会保険各法による被保険者又は被扶養者であって、多良木町の区域内に住所を有する乳幼児等で入院

又は通院による医療を受ける者とする。

(助成の範囲)

第4条 第1条に規定する医療費の助成は、乳幼児等の医療費に要した一部負担金とする。ただし、社会保険各法に規定する高額療養費及び家族療養付加金等の給付金があるときは、一部負担金からその額を控除した額とする。

2 前項の助成は、他法令等により国又は地方公共団体あるいは、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる医療給付を受けた場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

(受給資格の認定)

第5条 保護者が助成を受けようとするときは、受給資格の認定について町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により、この条例に定める乳幼児等医療費の助成対象と認定したときは、保護者に受給者証を交付するものとする。

(助成の申請)

第6条 保護者は、第4条の規定による助成を受けようとするときは、町長に申請しなければならない。ただし、保険医療機関は保護者に代わり助成の申請をすることができる。

2 前項の申請は、保険医療機関において診療を受けた日の属する月の末日から起算して1年を経過した日以後においてはすることができない。ただし、養育医療費の自己負担金については、この限りでない。

(受給資格の喪失)

第7条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 町に住所がなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(不当利益の返還)

第8条 町長は、詐欺その他不正の行為により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額又はその一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

2 多良木町0才児医療費補助に関する条例（昭和48年多良木町条例第22号）は、廃止する。

附 則（平成7年3月24日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日以降の医療に係る医療費から適用する。

附 則（平成11年12月15日条例第21号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例は、平成16年4月1日以後の診療に係る医療費から適用し、平成16年3月31日以前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月19日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例は、平成20年4月1日以後の診療に係る医療費から適用し、平成20年3月31日以前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月27日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例は、平成21年4月1日以後の診療に係る医療費から適用し、平成21年3月31日以前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月25日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例は、平成22年4月1日以後の診療に係る医療費から適用し、平成22年3月31日以前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例は、平成25年4月1日以後の診療に係る医療費から適用し、平成25年3月31日以前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。